

平成 25 年 6 月 7 日

投資者の皆様へ

国際投信投資顧問株式会社

「国際 ブラジル・リアル債券オープン（毎月決算型）」の
追加設定時信託財産留保額の料率変更について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ブラジル政府は、平成 25 年 6 月 4 日（現地時間）に一部の金融取引税を同月 5 日より引き下げることを発表いたしました。これに伴い、ブラジル債券への投資に係る為替取引に対して課される金融取引税の税率が、現行の 6% から 0% に引き下げられることとなりました。

表記ファンドにつきましては、ご購入時に金融取引税に相当するものとして追加設定時信託財産留保額を 6% の料率でご負担いただいておりますが、上記税率の引き下げに伴い平成 25 年 6 月 25 日以降のご購入受付分より料率を 0% に引き下げることを予定しています。詳細につきましては、下記をご覧くださいませようお願い申し上げます。

今後とも表記ファンドについて変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 対象ファンド

国際 ブラジル・リアル債券オープン（毎月決算型）

2. 変更内容

変更前 (平成 25 年 6 月 24 日までのご購入受付分)	変更後 (平成 25 年 6 月 25 日以降のご購入受付分)
【追加設定時信託財産留保額】 ご購入受付日の翌営業日の基準価額 × 6% ただし、収益分配金を再投資される場合は、 決算日の基準価額 × 6%	【追加設定時信託財産留保額】 ご負担いたしません。 (ご購入受付日の翌営業日の基準価額 × 0%)

※ 「追加設定時信託財産留保額」は、ブラジルにおけるブラジル債券への投資に係る為替取引に課される金融取引税に相当するものとして、当ファンドの受益権を取得する方にご負担いただくものです。なお、今後、ブラジルにおける税制が改正された場合等には変更することがありますが、その税制の改正と同じタイミングで変更するわけではありません。

巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。

3. 適用開始日

平成 25 年 6 月 25 日のご購入受付分より適用する予定です。

同日のご購入受付分の購入価額は、6 月 26 日（翌営業日）の販売基準価額*により計算されるため、追加設定時信託財産留保額の変更後の料率 0%は 6 月 26 日以降の販売基準価額*に反映されます。

*販売基準価額につきましては、「4. 販売基準価額について」をご参照ください。

（注）収益分配金再投資によるお申込みについて

平成 25 年 6 月 25 日の決算時に収益分配金をお支払いすることとなった場合において、自動継続投資約款等に基づいて収益分配金を再投資される場合は、同日（6 月 25 日）の販売基準価額により計算されます。

当該販売基準価額には、料率変更前の 6%で計算された追加設定時信託財産留保額が加えられているため、当該再投資分については今回の料率の引き下げは適用されません。

4. 販売基準価額について

販売基準価額は、ご購入受付日の翌営業日の基準価額に追加設定時信託財産留保額を加えた価額です。追加設定時信託財産留保額は、ご購入受付日の翌営業日の基準価額に追加設定時信託財産留保額の料率をかけた金額で算出されます。

したがって、追加設定時信託財産留保額の料率が 0%の場合は、「販売基準価額＝基準価額」となります。

なお、日本経済新聞等に掲載されている基準価格は、上記販売基準価額となります。

<お問合せ先>

◆ お取引先の販売会社

◆ 国際投信投資顧問株式会社

電話番号：0120-759311(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前 9 時～午後 5 時)

ファンドに係るリスクについて

基準価額は、組入有価証券等の値動きや為替相場の変動等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様にご帰属します。**

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「金利変動リスク」および「信用リスク(デフォルト・リスク)」等があります。

※くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

投資リスク

●為替変動リスク

当ファンドは、主にブラジル・リアル建の有価証券に投資します。外貨建資産に投資を行いますので、投資している有価証券の発行通貨が円に対して強く(円安に)なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

●金利変動リスク

投資している国の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。金利変動に伴う債券価格の変動は、**デュレーション***が長いほど大きくなります。

※【デュレーション】「金利変動に対する債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標です。値が大きいほど、投資元本の回収までに時間がかかり、その間の金利変動に対する債券価格の変動(感応度)が大きくなります。

●信用リスク(デフォルト・リスク)

債券発行国の債務返済能力等の変化等による格付け(信用度)の変更や変更の可能性等により債券価格が大きく変動し、当ファンドの基準価額も大きく変動する場合があります。一般的に、新興国が発行する債券は、先進国が発行する債券と比較して、デフォルト(債務不履行および支払遅延)が生じるリスクが高いと考えられます。デフォルトが生じた場合または予想される場合には、債券価格は大きく下落する可能性があります。なお、このような場合には、流動性が大幅に低下し、機動的な売買が行えないことがあります。

●流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

一般的に、新興国の債券は、高格付けの債券と比較して市場規模や証券取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

● カントリー・リスク

債券の発行国の政治や経済、社会情勢等の変化(カントリー・リスク)により金融・証券市場が混乱して、債券価格が大きく変動する可能性があります。

新興国のカントリー・リスクとしては主に以下の点が挙げられます。

- ・先進国と比較して経済が一般的に脆弱であると考えられ、経済成長率やインフレ率等の経済状況が著しく変化する可能性があります。
 - ・政治不安や社会不安、他国との外交関係の悪化により海外からの投資に対する規制導入等の可能性があります。
 - ・海外との資金移動の規制導入等の可能性があります。
 - ・先進国と比較して情報開示に係る制度や慣習等が異なる場合があります。
- この結果、新興国債券への投資が著しく悪影響を受ける可能性があります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ その他の留意点

ブラジルでは、海外投資家によるブラジル債券等の購入・売却に係る為替取引に対して、金融取引税が課される場合があります。

当ファンドの追加設定に伴うブラジル債券の購入に係る金融取引税相当額については、既存受益者の負担を回避し、追加設定に係る投資者にご負担いただくことを目的として、追加設定時信託財産留保額を設けることがあります。

同様の趣旨から解約時信託財産留保額を設けることがあります。

これらの留保額は、ブラジルの税制が改正された場合等には変更することがありますが、税制の改正と同じタイミングで変更するわけではありません。

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

- ・購入時手数料・・・購入受付日の翌営業日の販売基準価額に対して、上限2.1%(税込)がかかります。(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)

・追加設定時信託財産留保額

購入受付日の翌営業日の基準価額に委託会社が次に定める率をかけた額とします。

なお、収益分配金を再投資される場合は、決算日の基準価額に委託会社が次に定める率をかけた額とします。

6%(平成24年10月末現在)

※「追加設定時信託財産留保額」は、ブラジルにおけるブラジル債券への投資に係る為替取引に課される金融取引税に相当するものとして、当ファンドの受益権を取得する方にご負担いただくものです。なお、委託会社が定める率は、今後、ブラジルにおける税制が改正された場合等には変更することがありますが、その税制の改正と同じタイミングで変更するわけではありません。

巻末の「本資料に関してご留意頂きたい事項」を必ずご覧ください。

・解約時信託財産留保額

換金受付日の翌営業日の基準価額に委託会社が次に定める率をかけた額とします。

0% (平成 24 年 10 月末現在)

※「解約時信託財産留保額」は、ブラジルにおけるブラジル債券の売却に係る為替取引に課される金融取引税に相当するものとして、受益者の方にご負担いただく場合があります。なお、委託会社が定める率は、今後、ブラジルにおける税制が改正された場合等には変更することがありますが、その税制の改正と同じタイミングで変更するわけではありません。

■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

・運用管理費用(信託報酬)・・・日々の純資産総額に対して、**年率 0.63%(税込)**をかけた額とします。

・その他の費用・手数料・・・監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.0042%(税込)以内をかけた額とします。監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は投資運用業にかかる広告等を行うことを目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

○投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

○投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担頂く場合があります。

○投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

○銀行等の登録金融機関でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。

○本資料中の数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。

○本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

○本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。